

健康福祉委員会 令和3年3月8日
福祉部 資料118番
所管 糀谷・羽田生活福祉課

民事訴訟の提起に係る専決処分報告について
(令和3年第1回大田区議会定例会の報告議案)

民事訴訟法（以下「法」という。）第382条に基づく支払督促に対し異議申立
がなされたことにより、法第395条に基づき訴えの提起があったとみなされた
ことに係る専決処分調書

番 号	訴訟の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	87万4,054円	<p>(1) 被告 債務者（元区職員）</p> <p>(2) 請求の原因 ア 令和2年第1回区議会定例会において専決 処分報告（職員の業務上横領による損害発生事 故）した賠償金について、債務者の故意又は重 大な過失があったことから、国家賠償法第1条 第2項に基づき求償するため。 価額 374,054円。 イ 債務者が業務上預かった金員について適切 に処理しなかったことから、民法第709条に基 づき区が被った損害の賠償を求めるため。 価額 500,000円。</p> <p>(3) 請求の要旨 求償金等の支払</p>
	令和3年2月22日	

※ 支払督促とは（「政府広報オンライン」から転載）

書類審査のみで行う迅速な手続。申立人の申立てに基づいて裁判所書記官
が金銭の支払いを求める制度で、相手方からの異議の申立てがなければ判決
と同様の法的効力が生じます。